

# 市長政治姿勢の

## 矛盾！

大山弘一 議員



にマスクを着用させるべきではないか。

答 作業で土埃はほとんど発生せず、市民にマスクは不必要。飛散の状況を確認しながら、対応する。

断した。

問 保証金免除だけを謳い即時即金Ⅱ即納条件の無い契約は財務規則違反。ペナルティについて市長に回答を求める。

答 契約は、相手と話し合い進めてきた。

にマスクを着用させるべきではないか。

答 作業で土埃はほとんど発生せず、市民にマスクは不必要。飛散の状況を確認しながら、対応する。

断した。

問 保証金免除だけを謳い即時即金Ⅱ即納条件の無い契約は財務規則違反。ペナルティについて市長に回答を求める。

答 契約は、相手と話し合い進めてきた。



土埃に包まれる住宅（原町区）

### 質問を終えて

即納されると思っの契約は財務規則違反！  
契約締結と同時に全額納入が即納の絶対条件。

#### その他の質問

① 放射線原因物質の把握は

② 市民の初期吸引被曝はどれ程か

③ 農地除染による住宅汚染責任は

問 本市とG M G社とで締結した仮契約書に「契約保証金」の免除条件「全額即納」は記されていないが。

答 先方と面談し、判

# 放射能被害実態に

## 即した支援を

志賀稔宗 議員



ものの、協議する場として意見をきっちり取り入れてもらうよう要望する。

問 特定避難勧奨地点の解除基準、年間20mSvは安心できるレベルではないと考えるが見解は。

答 I C R P基準を基に最も厳しく定められているが、不安であることは間違いない。

問 山林除染なくして解除はないのでは。

答 山系の裾野に当たり山林も生活圏の一部である。山林除染を要求している。

問 解除させない姿勢を明確にすべきでは。

答 山林除染が完了することが解除しない条件にはなっていない。除染前2.4μSvが0.4となり相当除染効果がでている。

問 市は国の出先のよ

うな立場では困る。市民を守るとい立場で受け入れ難いと声を出すべきでは。

答 市に決定権はない

もの、協議する場として意見をきっちり取り入れてもらうよう要望する。

問 勧奨地点と周辺地域の賠償格差是正を声高に。

答 同様の賠償を国、東電に要求するとともに、A D R説明会等支援に努めている。

問 30 km圏内外の格差是正の働きかけは、国保税の減免等項目を絞り込んで要求する必要があるのでは。

答 同様の賠償を国、東電に要求するとともに、A D R説明会等支援に努めている。



小高区での除染

### 質問を終えて

市独自の支援策が市民の心の一体感を深めます。もう一押の支援策で異体同心の団結へ。

#### その他の質問

① 避難区域のリフォーム廃材処理は

② 甲状腺検査を受けやすい環境整備は

③ 長期避難による荒廃

家屋の解体促進は

問 放射線原因物質が周辺の土地建物に付着し空間線量に反映、内部被曝もする事から、汚染に応じた賠償補償が合理的であり、市として国に求める考えがないか。

答 福島第一原発事故と因果関係がある損害は、汚染の程度にとらわれることなく全て補償されるべきものと捉え、被害の実態に即した賠償を国及び東京電力に求める。

問 除染しない山林に囲まれ、放射性浮遊粒子が舞い飛ぶ山裾の子育て家庭に、財物賠償が無い事をどう思うか。

答 20 km圏と線量の高い圏外とは、取り扱いが別と理解する。



土埃に包まれる住宅（原町区）

### 質問を終えて

即納されると思っの契約は財務規則違反！  
契約締結と同時に全額納入が即納の絶対条件。

#### その他の質問

① 放射線原因物質の把握は

② 市民の初期吸引被曝はどれ程か

③ 農地除染による住宅汚染責任は

問 本市とG M G社とで締結した仮契約書に「契約保証金」の免除条件「全額即納」は記されていないが。

答 先方と面談し、判



# 地方自治法施行令 違反の疑いも

鈴木昌一 議員

**問** 本市とG M G社との土地売買を巡る意見の対立は、本市の提訴という異例の事態に発展した。裁判が確定するまでは、土地の処分はできないとの認識か。

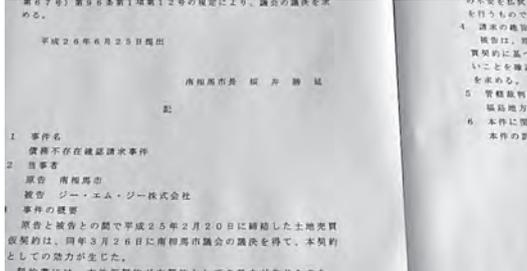
**答** 売買契約は既に解除しており、売払いは可能だと認識している。本訴訟は、新たな誘致企業の懸念を払拭するためのものだ。

**問** 本件はいわば別件で、いずれ本市はG M G社に損害賠償請求を行うことになるが、被った損害額をどのように精査しているのか。

**答** 損害額については、今回訴訟に影響する可能性もあり、差し控えるが、一定の損害が存在すると認識している。

**問** 土地売買契約では、契約保証金の免除等契約上の不備もあり、全くさまざまな契約前だった。また、契約前にプリチストン社との係争中であることが明らかになったにもかかわらず、契約を見直す等の対応をとらなかつた市長は、行政財産の管理者としての責務を怠ったといえるのではないか。

**答** 当時の担当者が、そうした情報を含めて精査の上判断したものと認識している。



ついに訴訟に発展（第4回定例会で議決）

**問** 立地協定を信じて採用内定を受けた多くの市民に、市長は自らの道義的責任について語るべきではないか。

**答** 内定者に対しては、意向確認すると同時に、別の企業への就職斡旋する等、市として当然の配慮を責任をもって対応してきたものと考えている。

**質問を終えて**  
自治体が土地売買を巡って誘致企業を訴える事態は珍しく、本市に与える打撃も深刻だ。

### その他の質問

- ① 地域医療再生に求められる行政の役割は
- ② 中核病院として市立総合病院の役割は



# G・M・G社の 誘致失策は

湊 清一 議員

**問** 市はG M G社誘致の失敗で市民の期待を見事に裏切り、市民負担、心配と損害を与え、雇用の場を失った市長の重大責任を問う。

**答** 企業立地に努力を重ねたが、結果実現できずに残念に思う。

**問** 企業誘致には信用調査が鉄則だ。調査は不十分だった。どうか。

**答** 信用調査は行った。結果、十二分な調査必要性が反省点である。

**問** 市はG M G社との工業用地売買契約で保証金の免除は財務規則違反だ。3億3千万円が未収。市長の責任は重大。見解を伺う。

**答** 保証金免除は契約後即納を双方が確認し決定。財務規則違反とは判断していない。



佐佐・萱浜工業団地予定地（原町区）

**問** 市はG M G社誘致の失敗で市民の期待を見事に裏切り、市民負担、心配と損害を与え、雇用の場を失った市長の重大責任を問う。

**答** 経緯を含め県と協議してきたが、その中でこの形になった。我々も反省している。

**問** 立地計画に県は立ち合ったのか。

**答** 売買契約においては、県の立ち合いは求めていない。

**問** 3億円超の大型契約に庁議はせず、契約

**質問を終えて**  
契約後30日以内支払指定が正当と主張し撤回しない。市長の行政姿勢を問うが回避に躍起。

### その他の質問

- ① 震災による首都圏の負を利に克服策は
- ② 民有地の活用策は
- ③ 相双の被災同郷者に対する進出支援策は

## 一般質問